

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第10号

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則

香川県企業誘致条例施行規則（平成16年香川県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>附 則</p> <p>(この規則の失効)</p> <p>4 この規則は、<u>平成35年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>別表（第12条関係）</p> <p>1・2 略</p> <p>3 情報処理関連施設の助成金の算定</p> <p>ア 略</p> <p>イ コールセンター</p>		<p>附 則</p> <p>(この規則の失効)</p> <p>4 この規則は、<u>平成30年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>別表（第12条関係）</p> <p>1・2 略</p> <p>3 情報処理関連施設の助成金の算定</p> <p>ア 略</p> <p>イ コールセンター</p>	
区 分	算 定 額	区 分	算 定 額
1 業務の開始の日から1年を経過した場合	次に掲げる額の合計額 (1) 略	1 業務の開始の日から1年を経過した場合	次に掲げる額の合計額 (1) 略 (2) <u>求人</u> に要する経費（ <u>条例第3条第3項の規定による申請の日から業務の開始の日後1年を経過する日までの間に支出したものであって知事の認めるものに限る。</u> ）に100分の10を乗じて得た額（上限2,000万円）
2 業務の開始の日から2年を経過した場合	(2)～(6) 略 次に掲げる額の合計額 (1) 略	2 業務の開始の日から2年を経過した場合	(3)～(7) 略 次に掲げる額の合計額 (1) 略 (2) <u>求人</u> に要する経費（ <u>業務の開始の日後1年を経過した日の翌日から業務の開始の日後2年を経過する日までの</u>

3 業務の開始の日から3年を経過した場合

(2)・(3) 略

(4) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数から1の項の(5)に規定する人数を減じた人数（負の場合は、0人とする。）に30万円を乗じて得た額

(5) 助成金の交付申請時の新規短時間労働者数とその申請前6月の各月末の新規短時間労働者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数から1の項の(6)に規定する人数を減じた人数（負の場合は、0人とする。）に15万円を乗じて得た額

次に掲げる額の合計額

(1) 略

(2)・(3) 略

(4) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数から、1の項の(5)に規定する人数と2の項の(4)に規定する人数を合計した人数を減じた人数（負の場合は、0人とする。）に30万

間に支出したものであって知事の認めるものに限る。）に100分の10を乗じて得た額（上限2,000万円）

(3)・(4) 略

(5) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数から1の項の(6)に規定する人数を減じた人数（負の場合は、0人とする。）に30万円を乗じて得た額

(6) 助成金の交付申請時の新規短時間労働者数とその申請前6月の各月末の新規短時間労働者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数から1の項の(7)に規定する人数を減じた人数（負の場合は、0人とする。）に15万円を乗じて得た額

次に掲げる額の合計額

(1) 略

(2) 求人に要する経費（業務の開始の日後2年を経過した日の翌日から業務の開始の日後3年を経過する日までの間に支出したものであって知事の認めるものに限る。）に100分の10を乗じて得た額（上限2,000万円）

(3)・(4) 略

(5) 助成金の交付申請時の新規常用雇用者数とその申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数から、1の項の(6)に規定する人数と2の項の(5)に規定する人数を合計した人数を減じた人数（負の場合は、0人とする。）に30万

	<p>円を乗じて得た額</p> <p><u>(5)</u> 助成金の交付申請時の新規短時間労働者数とその申請前6月の各月末の新規短時間労働者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数から、<u>1の項の(6)</u>に規定する人数と<u>2の項の(5)</u>に規定する人数を合計した人数を減じた人数（負の場合は、0人とする。）に15万円を乗じて得た額</p>		<p>円を乗じて得た額</p> <p><u>(6)</u> 助成金の交付申請時の新規短時間労働者数とその申請前6月の各月末の新規短時間労働者在職者数の平均のいずれか少ない方の人数から、<u>1の項の(7)</u>に規定する人数と<u>2の項の(6)</u>に規定する人数を合計した人数を減じた人数（負の場合は、0人とする。）に15万円を乗じて得た額</p>
<p>備考 略</p> <p>4～6 略</p>		<p>備考 略</p> <p>4～6 略</p>	

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表3の表の規定は、この規則の施行の日以後に香川県企業誘致条例（平成16年香川県条例第5号）第3条第3項の規定による申請を行う企業に対する助成金の額の算定について適用し、同日前に同項の規定による申請を行った企業に対する助成金の額の算定については、なお従前の例による。